

平成29年度

第2回

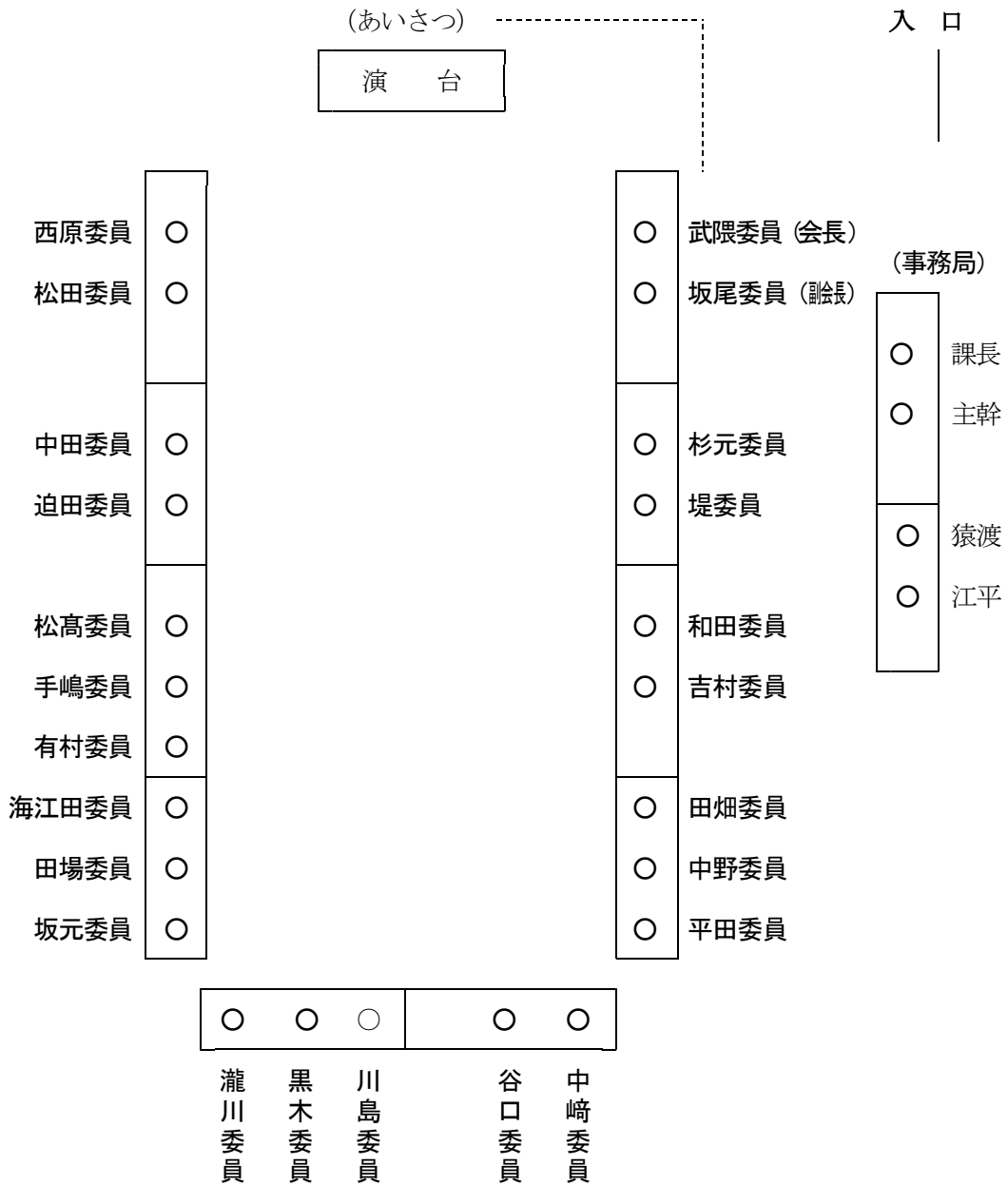
鹿児島市青少年問題協議会

日 時 平成30年1月31日（水） 9：30～11：00

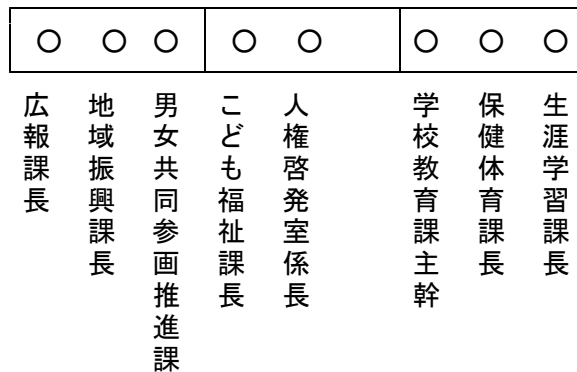
場 所 市教育総合センター 3階 青年会館 第一・二・三研修室

第2回 鹿児島市青少年問題協議会座席表

1 日時 平成30年1月31日(水) 9:30~11:00
 2 場所 市教育総合センター 3階 青年会館 第一・二・三研修室



(幹 事)



平成29年度 青少年問題協議会委員

選出区分	団体	役職	氏名	
学識経験者 14人	大学	鹿児島大学・附属教育実践センター	副学長・センター長	武隈 晃
		鹿児島国際大学	教授	西原 誠司
		志学館大学	教授	松田 君彦
	学校	市小学校長会（春山小学校）	代表	中田 眞弓
		市中学校長会代表（星峯中学校）	代表	迫田 孝志
		鹿児島地区高等学校生活指導研究協議会	会長	松高 全一
	関係団体	鹿児島県専修学校協会	副会長	手嶋 節子
		校区まちづくり協議会	福祉部長	坂尾 加代子
		(社)鹿児島青年会議所	地域室 委員会委員長	有村 雅憲
		南日本新聞社編集局	論説委員	海江田 由加
		市PTA連合会	副会長	田場 学
		市あいご会連合会	校区代表	柿原 由美子
		市民生委員児童委員協議会	地区会長	坂元 妙子
		薬物乱用防止指導員鹿児島地区協議会	会長	川島 葉留美
公募市民 2人		公募市民	瀧川 憲洋	
		公募市民	黒木 さと子	
関係行政機関の職員 9人		市教育長	教育長	杉元 羊一
		鹿児島労働局職業安定部	訓練室長	和田 滋
		県警察本部生活安全部少年課	課長	堤 章一
		鹿児島地方務局人権擁護課	課長	吉村 和浩
		市市民文化部	部長	田畑 浩秋
		市子ども未来部	部長	中野 和久
		市人権啓発室	室長	平田 哲治
		市教育委員会教育部	部長	中崎 新一郎
		市学校教育課	課長	谷口 幸一郎

平成29年度 鹿児島市青少年問題協議会幹事

選出区分	団体	役職	氏名	
関係各課 9人		広報課	課長	大山 かおり
		地域振興課	課長	二宮 雅人
		男女共同参画推進課	部長参事	大野 正道
		子ども福祉課	課長	伊瀬知 俊一
		人権啓発室	主幹	井手上 康子
		学校教育課	主幹	中村 武司
		保健体育課	課長	米森 基
		生涯学習課	課長	吉松 健二
		青少年課	課長	山下 敦宏

平成29年度 第2回鹿児島市青少年問題協議会開催要項

平成30年1月31日

青少年課

1 趣 旨

- (1) 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する施策を総合的に推進するため、青少年健全育成に関する主な施策等を審議する。
- (2) 関係行政機関相互の連絡調整を図る。

2 日程及び会順

(1) 日 時 平成30年1月31日(水) 9:30～11:00

(2) 場 所 鹿児島市教育総合センター 3階
青年会館 第一・二・三研修室

(3) 会 順

ア 開会のあいさつ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9:30

イ 第1回青少年問題協議会協議内容・会議経過について・・ 9:35

ウ 協 議・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9:40

① 平成29年度青少年健全育成事業等の実施状況について

② 専門員会報告等について

③ 平成30年度青少年問題協議会の活動計画(案)について

④ その他(情報交換等)

エ 閉会のあいさつ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10:55

会議等報告

平成29年7月3日

件名	平成29年度第1回鹿児島市青少年問題協議会	作成課	教育部 青少年課
日時	平成29年6月27日（火） 13時30分～15時		
場所	市教育総合センター3階 青年会館一・二・三研修室		
出席者	青少年問題協議会委員 18人（欠席7人）		
市出席者	委員： 教育長、市市民文化部長、市こども未来部長、市人権啓発室室長、教育部長、青少年補導センター運営協議会会長（学校教育課長） 幹事： 広報課長、地域振興課長、男女共同参画推進課長、こども福祉課長、人権啓発室係長、学校教育課主幹、保健体育課長、生涯学習課長 事務局： 青少年課長、青少年課3人		
会次第	1 委嘱状交付 2 委員紹介 3 開会のあいさつ 4 協議 (1) 青少年問題協議会の設置等について (2) 前年度協議内容について (3) 平成29年度青少年健全育成に関する主な施策等について（案） (4) 平成29年度の協議テーマについて (5) 専門委員会の設置（案）について [前年度専門委員会の報告] (6) 平成29年度青少年問題協議会の会議計画(案)について (7) その他（情報・意見交換 いじめ問題を含む） 5 閉会のあいさつ		
主な決定事項	○ 平成29年度青少年健全育成に関する主な施策等（案）について 承認 ○ 平成29年度協議テーマ設定、専門委員会の設置（案）について 承認 ○ 平成29年度青少年問題協議会の会議計画（案）について 承認		
主な意見等	○ 平成29年度青少年健全育成に関する主な施策等（案）について <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係団体との連携については、校区公民館運営協議会が15、コミュニティ協議会が63ほどである。青少年の健康育成の体制変更の過渡期に当たる。 ・ 保護者が子どもに見本を示す必要があり、今後、さらに三者（学校、家庭、地域）と連携を図り、多角的に考えることが大事である。 ・ 第二土曜日について、学校の対応は、①地域の人材活用、②補充学習、③親子で参加する行事、④交流学习、⑤2時間続きの授業などである。 ・ 他課との連携や情報共有をさらに図っていく必要がある。関係各課の主な青少年健全育成事業の冊子を活用し、具体化を図っていくことを検討する。 ○ 平成29年度協議テーマ設定と専門委員会の設置（案）について <ul style="list-style-type: none"> ・ 協議テーマを施策2『学校と家庭・地域が連携した心の教育の推進』の中の「ネット世代の青少年の人間関係力を高めるために、学校、家庭、地域はどのような取組を行えばよいのか」と平成28年度に引き続き、設定した。 ・ 学校においては、各種協議会の場等を通じて、自校のよさを紹介する機会が多くなっており、協力をもらいながら進めることで、効果的、効率的に学校環境が整っていくことを実感している。 ・ 法務局からのSOSレターは、いじめ解決にもつながるものの一つであり、「いじめを誰にも相談できなかった」という子どもたちの現状を少しでも改善していくツールとなる。 ・ いじめ問題の解決には、「多様性」を認めることが大切であり、ネット世代の人間関係力でいうと「関係を修復する力」が重要ではないか。 ・ いじめの解決には、仲間や同級生からのアプローチが、本人の勇気につながる部分も大きいと考える。 ・ インターネットを巡る問題は、今や広範囲に及んでおり、全く会ったこともない子ども同士が繋がるなど、他県や関係機関との連携が重要となる。 ・ 薬物問題もインターネットを通じて、保護者が知らないうちに危機が迫っている例もある。保護者が子どもに関心をもって接することが重要である。 		

平成29年度青少年問題協議会の会議経過

日 時	会 議	主 な 内 容	場 所
平成29年5月12日(金) 11:00～12:00	幹事会	第1回青少年問題協議会の開催について ① 平成29年度青少年健全育成に関する主な施策等について ② 平成29年度青少年問題協議会の会議計画について	青年会館 会議室
平成29年6月27日(火) 13:30～15:00	協議会	① 平成29年度青少年健全育成に関する主な施策等について ② 青少年問題協議会の会議計画について ③ 平成29年度の協議テーマ及びいじめ問題について ④ その他(情報交換等)	青年会館 研修室
平成29年8月22日(火) 10:00～11:30	専門委員会	【テーマに基づく審議 ③】 ○ ネット世代の青少年の人間関係力を高めるために、学校、家庭、地域はどのような取組を行えばよいのか	青年会館 会議室
平成29年11月14日(火) 10:00～11:30	専門委員会	【テーマに基づく審議 ④】 ○ 学校、家庭、地域の取組と連携の在り方の広報の仕方等について	青年会館 会議室
平成30年1月18日(木) 11:00～12:00	幹事会	第2回青少年問題協議会の開催について ① 青少年問題協議会の会議経過について ② 青少年健全育成事業等の実施状況について ③ 専門委員会の報告について	青年会館 会議室
平成30年1月31日(水) 9:30～11:00	協議会	① 青少年問題協議会の会議経過報告 ② 青少年健全育成事業等の実施状況報告 ③ 青少年問題協議会専門委員会報告 ④ その他(情報交換等)	青年会館 研修室

I 平成29年度 青少年健全育成に関する主な実施状況

1 基本方針

青少年が心身ともに健やかに成長することは、青少年自身の課題であるとともに、すべての大人の責任でもある。このような認識のもとに、これからの社会をたくましく生き抜くことができるよう、青少年一人一人が「生きる力」を身に付けるために、家庭では親が、地域社会では大人が子どもと真正面から向き合うことが大切である。

そこで、鹿児島市の教育を考える市民会議提言等の趣旨を踏まえ、学校・家庭・地域社会が緊密に連携し、それぞれの教育力を発揮する中で、本市の教育的伝統や風土を生かした教育を推進し、市民総ぐるみで、「心豊かで元気あふれる『さつまっ子』」を育成するものとする。

2 主な施策

- (1) 豊かな心をはぐくむ家庭の教育力の向上
- (2) 学校と家庭、地域が連携した心の教育の推進
- (3) 青少年の地域活動や団体活動の促進
- (4) 青少年を守りはぐくむ環境づくりの促進
- (5) 関係機関・団体相互の緊密な連携

3 重点事項

- (1) 豊かな心をはぐくむ家庭の教育力の向上に努める。

〔視 点〕

家庭は教育の原点であり、すべての教育の出発点であることを踏まえて保護者は、人生最初の教師となることの自覚と責任をもって家庭教育の充実に努める。

〔重点事項〕

ア 家庭の教育力の充実

イ 明るく健全な家庭づくり

- 親子で「早寝・早起き・朝ごはん」の基本的な生活習慣の育成に取り組んだり、地域行事やボランティア活動、人や自然と触れ合う外遊びや体力づくり等の諸体験活動に積極的に参加したりすることにより家庭の教育力向上に努める。
 - ・ 全小・中学校に家庭教育学級を開設し、基本的な生活習慣の確立に関する学習機会の位置付け
- 家族が、一緒に食事をして、一日の出来事を語り合ったり、毎月23日の「子どもといっしょに読書の日」に取り組んだりするなど、だんらんの中で親子や兄弟の温かい人間関係づくりを進め、家族のふれあいを大切にし、家族のきずなを深める。
 - ・ 図書館や地域公民館主催の読み聞かせ教室などによる読書活動の推進
- 家族の一員として、子どもに仕事や役割をもたせる。
- 子育てには父親の役割が重要であることを認識し、父親の出番を積極的につくる。
 - ・ 全市立中学校での父親セミナーの実施（5, 658人参加 12月現在）

- いじめや不登校をなくし、明るく楽しい学校生活を送るための実践を呼びかけたり、標語やポスターを有効に活用したり、家族でわが家の家訓などを話し合ったりする。

- ・ 「いじめ防止啓発強調月間」(ニコニコ月間 5/25～6/25)の実施と作品展
- ・ 標語……120校 48,973点 ポスター……87校 9,505点

- 家庭教育学級や子育て講座等の充実を図り、家庭の教育力を高める。

(2) 学校と家庭・地域が連携して心の教育を推進する。

〔視 点〕

学校と家庭・地域(企業等含む)が連携して、道徳教育や人権教育を推進し、相互の人間関係を深め、心の教育の充実に努める。

〔重点事項〕

- ア 青少年健全育成の気風づくり
- イ 心身ともにたくましい児童生徒の育成
- ウ 学校と家庭・地域が連携した諸事業の推進

- 学校では、一人一人の個性を尊重し、豊かな体験を通して児童生徒の内面に根ざした道徳性や、生命を尊ぶ心の育成に努める。特にいじめ問題については、いじめは、絶対に許されない行為であるとの認識に立って1件でも早く発見し、1件でも多い解決を図る。

- ・ 道徳的実践力を育む道徳の時間の充実
- ・ 「いじめ問題を考える週間」の取組(全小・中・高等学校)
- ・ いじめに関するアンケート調査や教育相談の実施
- ・ 家庭地域連携部会の開催

- 学校では、分かる授業を心掛け、理解の状況に応じた支援・指導の充実を図る。
- 家庭では、「おはよう」と元気よく声かけをしながら、子どもと「握手」をするなど一日の生活に希望と夢をもつ場と機会をつくる。

- ・ 市民あいさつ運動強調月間(10/21～11/30)
- ・ 市民あいさつ運動の一環としてあいさつ標語募集

- 地域では、青少年の「心の支え」となるようなボランティア活動や伝統行事の場と機会の拡充に努めるとともに、子どもの「人間関係づくり」や「心の交流」を一層推進する。

- ・ 中学生を対象とした「ボランティアジュニアリーダー養成セミナー」の実施(8/18)
- ・ 「さつまっ子のつどい」における郷土芸能活動の事例発表(1/27)
- ・ 町内会やあいご会を中心とした地域行事や伝統行事の実施

- 家庭・学校・地域が一体となった「市民総ぐるみあいさつ運動」や子どもたちに積極的な「愛の声かけ」などをおして、いじめや暴力行為・刃物所持等の問題行動を見逃さず、他人の子どもでも教え諭すなど、「地域の子どもは地域で育てる」実践に努める。(公共の場でのマナー等)

- ・ 小・中学校での家庭教育学級の開設
- ・ 公民館等での子育て講座や家庭教育に関する研修会の実施
- ・ 「心のとびらを開く家庭づくり講座」の開催
- ・ 子どもが育つということ 一家庭・学校・地域の協働— 237人参加

- インターネットに係る影響やコミュニケーションの取り方について、子ども自ら考え、話し合う場をもつようにする。

- ・ 単位PTAや学校等(情報モラル教育)における取組
- ・ 生徒指導講師派遣事業(ネットに関する研修)

- 学校と連携し、学校支援ボランティア事業の拡充を図り、事業の更なる充実に努める。

- ・ 新・郷中教育推進事業40校区 (H28:30校区) 申込児童数: 1,234人 (H28:893人)

- 親子の心の交流を促進するため、中学生から保護者宛、また、保護者から中学生宛のメッセージを葉書で募集する「こころの言の葉」コンクールを実施し、互いの存在やその大切さについて考えさせる。

- ・ 「こころの言の葉」コンクール事業 応募総数17,335点 (H28:16,943点)
(平成28度より、親の部門の応募が392点の増加。FMでの作品紹介)

(3) 青少年の地域活動や団体活動を促進する。

〔視 点〕

青少年は、各年齢期に応じたさまざまな体験活動を、異年齢や世代間の交流活動として実施し、好ましい人間関係や思いやりの心、郷土かごしまへの愛着心等をはぐくみ、主体的に生きる力を身に付ける。

〔重点事項〕

- ア リーダー及び指導者の育成
- イ 社会体験活動や自然体験活動の推進
- ウ 生涯学習施設等の活用の推進

- ボランティア活動等の社会奉仕体験活動をはじめ、自然体験、文化及びスポーツ活動等、青少年の各年齢期に即した調和のとれた体験活動プログラムや体験活動実践例を活用し実践する。その際、体験活動を通じた危険予知・回避能力の育成を図る。

- 世代間のふれあいや地域に関する学習、郷土芸能の伝承活動など、地域に根ざした活動を促進する。

- ・ 「さつまっ子のつどい」のオープニング (みんなで伝える郷土芸能) として、坂元台小せばる隼人同好会

- ・ 平成29年度明るく楽しい学校づくり市民大会における学校発表 (広木虚無僧踊り・中間棒踊り・明和中学校のボランティア活動)

- あいご子ども会やスポーツ少年団等のジュニアリーダーを養成し、組織の強化と活動の充実に努める。

- ・ ボランティアジュニアリーダー養成セミナーの実施によるボランティアリーダーの養成

- 子ども体験活動支援情報誌 (「キッズ通信アクト」年6回発刊) を活用して、親子やグループでさまざまな体験活動に参加する。

- ・ 偶数月に発行…各52,000部へ配布 (市内幼稚園、小・中学生のいる家庭、学校、関係機関)

- 学校は、団体活動や地域行事等に、青少年が主体的に参加するように奨励する。

- 冒険ランドいおうじまや宮川野外活動センター等の利用促進を図る。

- ・ 集団宿泊学習での活用 (参加人数: 916人 5校)

- ・ 主催事業の実施 (参加人数: 2,184人 集団宿泊学習を含む)

(4) 青少年を守りはぐくむ環境づくりを促進する。

〔視 点〕

学校・家庭・地域のネットワーク化を図り、青少年が健全に育つ環境づくりを促進する。

〔重点事項〕

- ア 地域ぐるみの青少年育成
- イ 環境浄化運動と街頭補導活動の実施
- ウ 児童虐待防止への取組
- エ 有害情報への対応

- 環境点検を実施し、地域住民の理解と関心を高めるとともに、青少年が安全でかつ健全に育つためのよりよい環境づくりに努める。特に、地域の防犯ボランティア団体等との情報の共有化を図るなど、連携を深めた活動に努める。
 - ・ 校区青少年健全育成大会、校区文化祭や立志式等の実施
 - ・ 心豊かで元気あふれる「さつまっ子」を育てる運動の実施（年4回）
- 校区等で地域の協力を得ながら子どもたちの活動場所や子どもたちとの交流活動等を設けたり、青少年健全育成大会や青少年のつどいなどを開催したりするなど、地域ぐるみで青少年を育てる気風づくりに努める。
 - ・ 「青少年の生活環境の点検調査」の作成と活用（青少年補導センター）
- 街頭補導を計画的に進めるとともに、娯楽施設等への協力を依頼するなど環境浄化活動の一層の推進を図り、青少年の問題行動の未然防止・早期発見に努める。
- 児童虐待防止の啓発に努め、早期発見・対応に努める。
 - ・ 要保護対策地域協議会の実務者会議における関係機関との連携
 - ・ 学校等からの児童虐待に関する連絡体制の確立
 - ・ 関係機関との連携による早期解決
- 学校・家庭・地域社会及び関係機関が連携して、携帯電話やインターネット利用の危険性やフィルタリング利用による安全対策についての指導・啓発の充実を図り、ネット犯罪被害や有害情報から青少年を守る取組を推進する。
 - ・ 家庭教育学級、PTA等における保護者への啓発活動
 - ・ かごしま市民のひろば、市教委作成のリーフレットによる啓発活動
 - ・ 「チームティーチング方式による非行防止教室」の実施

(5) 関係機関・団体相互の緊密な連携を図る。

〔視 点〕

関係機関・団体の連絡会等を計画的に開催し、活動の共通理解と共通実践を通して青少年を健全育成する。

〔重点事項〕

- ア 関係機関・団体との情報交換
- イ 関係機関・団体の広報活動の充実
- ウ 関係青少年団体との連携及び育成・支援

○ 心豊かで元気あふれる「さつまっ子」育成市民会議を開催し、関係機関・団体相互の理解を図りながら地域の特色を生かした活動を市民運動として促進する。

- ・ 市民会議の開催（年3回：6、10、3月）
- ・ 心豊かで元気あふれる「さつまっ子」を育てる市民運動の実施
 - 春 … 3/11～4/10 「育てよう 思いやりのある子に 強い子に」
 - 夏 … 7/1～8/31 「明るく たくましく すこやかに」
 - 秋 … 10/21～11/30 「育てよう 若い芽を 家庭 学校 地域 職場で」
 - 冬 … 12/15～1/27 「伸びよう 伸ばそう さつまっ子」
- ・ 第15回明るく楽しい学校づくり市民大会の開催
 - 日 時：平成29年10月21日（土） 9：10～12：00
 - 会 場：市民文化ホール（第2ホール）
 - 参加者：958人

○ 校区公民館運営審議会等で、校区内の行事調整を行い、校区青少年健全育成実行委員会活動の充実を図る。

○ 関係機関・団体の広報活動を工夫し、市民に届く啓発活動に努める。

○ 関係機関・団体相互の情報交換に努め、連絡体制の整備・充実を図る。

○ 学警連携協定等、学校と警察をはじめとする関係機関との連携を推進する。

○ 教育と福祉等が連携した支援の充実を図る。

（連絡会議等）

- ・ 鹿児島保護区保護司会
- ・ 市PTA連合会
- ・ 薬物乱用防止指導員鹿児島地区協議会
- ・ 鹿児島県犯罪被害者連絡協議会
- ・ 未成年喫煙防止協議会 など

（6） その他

○ 地域が育む「かごしまの教育」県民週間に青少年健全育成関係行事等を集中的に開催し、学校・家庭・地域社会が連携しながら、鹿児島の教育について考える気運を高める。（11月1日～11月7日までの1週間）

○ 第3土曜日「青少年育成の日」は、その趣旨を踏まえ、関係機関・団体の年間計画に位置付けて実施する。（地域行事への参加）

○ 第3日曜日「家庭の日」は、その趣旨を踏まえ、家族を中心とした活動をする。

○ 第2土曜日「土曜授業」はその趣旨を踏まえ、保護者や地域の方々の参加・協力を得て学校の教育活動を実施する。

4 成果と課題

成果 (○) 課題 (●)

事項	主な施策の成果と課題
豊かな心をはぐくむ家庭の教育力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ○ 家庭教育学級の学習内容に「早寝・早起き・朝ごはん」、「携帯電話に関する学習」を入れるなど基本的な生活習慣の確立に力を入れた。 ○ 家庭教育の充実と青少年の健全育成を図るために、14地域公民館で「家庭教育及び青少年育成に関する連絡研修会」、「地域別家庭教育研究会」などを開催し、多くの保護者等の参加があった。 ○ 市立図書館を中心に、読み聞かせ教室や親子読書教室等を実施し、多くの親子が参加した。 ○ 地域公民館やこども福祉課などで保護者を中心とした相談事業を実施し、家庭教育の充実に努めた。 ● 相談内容等が複雑化・多様化するに伴い、各種相談窓口の周知や関係機関との更なる連携を図っていく必要がある。
学校と家庭、地域が連携した心の教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「第15回明るく楽しい学校づくり市民大会」を市民文化ホールで実施し、楽しく学び、生き生きと生活できる学校にするための小中学校の実践事例や高校の舞台発表、オープニングの合唱などを通して、特色ある学校づくりを進める気風が高まった。特に今年度は、「つながり」をテーマに学校と家庭、地域、企業等との連携さらに、伝統を引き継ぎ、未来へと繋がる発表となった。 ○ 平成15年度から実施している「こころの言の葉」コンクールは15年目を迎え、本年度は過去最高の17、335点の「言の葉」が寄せられた。 ○ 5中学校区に生活指導支援員を配置し、小・中学校の生徒指導上の問題解決のために、関係機関等と連携を図りながら活動した。 ○ 不登校をはじめ様々な教育上の悩みをもつ児童生徒、保護者、教職員に対する教育相談事業（教育相談室・スクールカウンセラー、臨床心理相談員等）に力を入れた。さらに、児童生徒の家庭環境等の改善を目的としたスクールソーシャルワーカー事業を継続した。また、児童生徒への話し相手として、大学生（院生）を派遣する「心のパートナー派遣事業」も継続した。 ○ 新・郷中教育推進事業として放課後子ども教室を30校区から40校区に拡充して設置し、勉強やスポーツ、文化活動など、異年齢集団での活動や高齢者等とのふれあいなど各教室の活動の更なる充実を図った。 ○ 学校支援ボランティア事業として、これまでの継続実施校90校で活動した。ボランティア総数も38,086人（4～11月末）となった。 ● 青少年のインターネット利用上の課題と対策について、学校だけでなく、家庭や地域に対し、様々なメディア等を用いて広く啓発する必要がある。 ● 学校・家庭・地域がそれぞれの役割や責任を果たして青少年健全育成に取り組んでいけるよう、より一層の啓発が必要である。

事項	主 な 施 策 の 成 果 と 課 題
青少年の地域活動や団体活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 関係各課等でジュニアリーダーや指導者養成のための研修会、派遣事業を実施し、リーダーや指導者の資質の向上と活動の充実を図った。 ○ 地域公民館、少年自然の家や都市農業センターなど、各課等の特色を生かした自然体験や社会体験事業を実施した。 ○ 美術館や科学館、水族館や平川動物公園など、それぞれの機能を生かした体験学習の機会を数多く計画し、実施した。 ○ 子ども体験活動支援情報誌（「キッズ通信アクト」年6回発刊 100号）を、小・中学校の児童生徒のいる家庭や関係施設及び地域公民館等に配布し、体験活動の紹介を行った。 ● 団体活動や地域行事等への青少年の主体的な参加や青少年自らが企画・運営する等の工夫を図る必要がある。
青少年を守りはぐくむ環境づくりの促進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 夏の心豊かで元気あふれる「さつまっ子」を育てる運動期間に各校区の環境点検を実施し、地域住民の理解と関心を高め、青少年が健全に育つよりよい環境づくりに努めた。 ○ 「補導センターだより」を毎月1,500部発行し、に子どもたちを取り巻く環境の浄化や、地域の子どものを守り育てる街づくりについての記事を掲載するなど、地域で青少年を育てる気運を高めた。 ○ 少年補導委員による街頭補導を実施し、問題行動の早期発見と予防に努めるとともに環境浄化活動を実施した。 ○ 校外生活指導連絡会では、六月燈や夏祭りの特別補導、夏季休業中の土曜日の特別深夜補導を実施し、青少年の非行や問題行動の未然防止に努めた。 ○ 各学校では、保護者や地域住民・関係機関等の協力を得て、「校区環境安全マップ」等の見直しとその活用を図った。 ○ 防犯教室・交通安全教室の実施、児童通学保護員やスクールガードリーダーによる見守り等により、子どもの登下校等の安全確保に努めた。 ○ チームティーチング方式による非行防止教室（県警察本部少年サポートセンター）を本年度、多くの学校で実施した。 ○ 児童虐待防止の啓発に努めるとともに、学校等からの児童虐待に関する相談や連絡体制を整え、早期対応に努めた。 ○ 小学校単位の校区青少年健全育成大会が多くの校区で開催され、校区ぐるみによる健全育成の気運が高まった。 ● 青少年のインターネット利用上の課題について、広く関係各課、関係機関が情報を共有し、対策を立てていくなど、さらなる連携が必要である。 ● 地域の教育力の向上に努め、市民総ぐるみで青少年が健全に育つ環境づくりを更に促進する必要がある。

事項	主な施策の成果と課題
関係機関相互の密接な連携	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市補導センターと県警サポートセンターおよび市内三警察署で定期的に情報交換を行った。 ○ 市PTA連合会（校外生活指導連絡協議会）と学校が連携して、夜間補導を定期的を実施した。 ○ 心豊かで元気あふれる「さつまっ子」育成市民会議の主催で「第15回明るく楽しい学校づくり市民大会」を開催し、多くの方の参加が見られた。 ○ 家庭が抱える課題に対して、関係各課、関係部署と連携を取りながら対応を行った。 ● 「青少年の健全育成」に関して、抱える課題が複雑化、広範囲に及ぶケースもあることから、各団体等とさらなる連携した取組が今後も必要である。

Ⅱ 専門委員会報告等

平成29年度 青少年問題協議会専門委員会の設置について

1 専門委員会設置の理由

少子化や核家族化による家族構成の変化や地域の連帯意識の希薄化、貧困や価値観の多様化、家庭内でのコミュニケーションの減少など青少年を取り巻く環境が大きく、しかもスピードをもって変化し、その課題や問題が複雑化、深刻化してきている。

特に、情報化社会の中で、現代の青少年は、生まれた時からインターネットや携帯電話等のICTメディアに囲まれて育ったデジタルネイティブ世代と言われ、その影響を少なからず受けながら生活している現状にある。

ICTメディアを使用することによって、情報のやりとりや共有が瞬時に行われるなど、生活の便利さの享受することのできる環境の中、青少年の人間関係づくり（コミュニケーションづくり）の質的变化、遊びの場や体験の変化、基本的な生活習慣の乱れ等への対応に苦慮することも見られる。

また、近年問題行動を繰り返す青少年についてもそれを養育する立場にある「家庭の教育力」の著しい低下の傾向も見られるところである。

このような状況を受け、協議会での審議内容等との関連を図りながら、市青少年問題協議会条例第5条の規定に基づき専門委員会を設置し、青少年をめぐる問題の状況を探り、学校、家庭、地域が連携を図るために、どのような取組が必要なのか、調査研究を行うものとする。

2 専門委員（8人）

番号	氏名	役職
1	中田 眞弓	鹿児島市小学校長会代表
2	迫田 孝志	鹿児島市中学校長会代表
3	松高 全一	鹿児島地区高等学校生活指導研究協議会会長
4	西原 誠司	鹿児島国際大学教授
5	坂尾 加代子	校区まちづくり協議会 福祉部長
6	田場 学	鹿児島市PTA連合会代表
7	瀧川 憲洋	公募市民
8	堤 章一	県警察本部生活安全部少年課長

3 審議計画

(1) 審議のテーマ 学校と家庭・地域が連携した心の教育の推進（主な施策（2））

(2) 視 点 ネット世代の青少年の人間関係力を高めるために、学校、家庭、地域はどのような取組を行えばよいのか

(3) テーマ設定の理由

① 青少年の人間関係力を高めるための学校、家庭、地域の取組と連携の必要性

② ネット環境が青少年に与える影響

(4) 審議期間 平成28・29年度（年2回、計4回の専門委員会）

平成29年度 第1回青少年問題協議会専門委員会の報告

日時：平成29年8月22日（火）10:00～11:30

場所：青年会館図書連絡室（3階）

参加者：委員（7人）、事務局（3人）

1 協議テーマ

－ 学校と家庭・地域が連携した心の教育の推進（主な施策2）－
ネット世代の青少年の人間関係力を高めるために、学校、家庭、地域はどのような取組を行えばよいのか

2 協議内容

1 専門委員会の設置、前年度専門委員会の報告

2 専門委員会からの提言に関する還元方法（案）について

（委員）

- ① これまで、児童生徒にリーフレットを活用することはありましたか。もしあれば、どんな方法がありますか。

<事務局>

これまで作成しているリーフレットは、保護者向けや教師向けのものであった。そのため、PTAや家庭教育学級で活用していただいたり、他課等から「リーフレットを使わせてほしい」という依頼があり、提供したことはあります。

（委員）

- これまで、児童はスマホを持っていないという前提でこれまできたが、実態としては、半分以上が持っている。そこでLINEトラブルは起きている。そのため、学校ではNPO等の研修の機会を持っている、

子どもたちが「正しい使い方」ができるように、リーフレットを使って授業をしたり、またリーフレットを教室に掲示し、朝の会等で活用したり、児童会の中で、議題に取り上げたりすることも考えられます。

（委員）

- 日曜参観等で市教委に来てもらったり、警察を呼んで対応したりしている。リーフレットを教材として、授業することも可能です。

私は、県の協議会等の係もしているが、その中でも、「せっかく良い物を作っても使われていない現状があるのではないのでしょうか。」

だから、リーフレットを配るだけで終わるのではなく、どのような活用方法があるかを加えて、やったらどうでしょうか。

(委員)

- 市P連でも様々な部会がある。その中の議論として、「携帯を使わせない」から「どういった適切な使い方をさせるか」の議論に変わってきている。

携帯電話の標語やポスターの審査結果などをポスターにして掲示してもらっている。ホームページにも掲載している。いいものが知っている人にしか使わないのが現状だ。1回だけでもいいので、いろいろな人の目に触れていくことが大事である。

(委員)

- 私は、本年度から、まちづくり協議会の福祉部会の担当となっている。この部門は、青少年育成とも大きな関わりがある。これまでの様々な案内は、意外と一方通行である。広がりにくいところがある。

そのため、地域と双方向の流れが大切であると思う。その意味でいうと、「市補導センター便り」がとてもいいと思う。見て欲しい部分がゴシックで書かれており、その便りの内容を地域が発行する文書にも引用している。ホームページだけではダメで、お年寄りの方々は、紙で1軒ずつ配付されるものをよく読む。

資料は、山ほど来るので、やはり1軒ずつ配布されるものが効果的である。

リーフレットの中に掲載されている「自分を大切にする力」は、やはり大事であると思う。私も地域で「隣のおばあちゃんが子どもを『あなたは、凄いいね。』と褒めるようにしている。」そうすることで、子どもとのつながりが出来てくる。

(委員)

- このリーフレットに書かれていることは、保護者にも必要なことだと思う。子どもだけでなく、保護者同士のスマホによるトラブルがあると、なかなかその関係を修復することができない。このようなリーフレットを活用することで、子どもを通して大人が「はっと」としたり、気付いたりすることが多いと思う。リーフレットは、大人が是非とも学んでいただきたいツールとなると思う。

(委員)

- 「関係をつくる力」、「関係を修復する力」、「関係を求める力」、「関係を調整する力」の説明の文言は、何か文献から引用したのか？

(事務局)

- 引用ではありません。市青少年問題協議会専門員会の話合いの中で、出された意見を基に決めました。

(委員)

- このリーフレットは、子どもの作品が入っているので、すうっと入りやすい。一面の中学生のポスターも素晴らしい。これが思春期の中学生が描いたのだと思うと、さらにいい。ぴったりのポスターだと思う。また、子ども達の標語がどれもいい。私の住んでいる地域も毎年、あいさつの標語をしているが、子ども達の想像力にいつも驚かされる。

「子どもの言葉が力になっている。」

大人も幅広く、「関係を調整する力」が必要だと思う。

(委員)

- 毎年、ニコニコ月間の作品コンクールに応募しているが、子ども達から「去年も出したから」という言葉は聞かれない。子どもの作品の視線がいい。作品の小中学校での活用もできると思う。

学校、家庭、地域で、「こんな風に活用できますよ。」という使い方の発信もあるといいのではないか。このリーフレットを使って、職員研修にも活用できる。こんな風に同じ資料があると、同じ意識がつくりやすくていい。校区の青少年育成にも活用ができると思う。

今は、大人があいさつを返さないことがある。地域が響き合うためにも、広く、その大切さが浸透していくことが大事であると思う。

(委員)

- リーフレットに掲載する文言は、もっと柔らかい表現がいいのではないか。また、4つの力の説明の言葉は、「市青少年問題協議会で～と考えました。」と書くとよいのではないか。この四つの力に添えられている標語は、とてもセンスがあり、掲載することには、賛成である。

(委員)

- 表紙ポスターの絵が中学生が描いたものだということに感動した。一人一人の顔の表情が違っており、とてもよく描かれている。

(委員長)

- 子どもの作品は、新しい視点だ。とても力があり、子どもの作品の中に、「リアリティー」がある。今の現実を元にしたリアリティーな部分が、反映されていると思う。子どもの名前をもっと大きくしてはどうか。

子どもの標語の作品をきっかけにして、みんなの議論になっていくといいし、そういった出発点にもなると思う。

(委員)

- 少年サポートセンターが、制服警官と教員がTTで行う非行防止教室をやっている。

この活動は、子ども達の非行防止と規範意識の醸成のために行っている。結果的に、犯罪を減らすということにつながっていくのではないかと考えている。その意味でもこのリーフレットは、子どももとつきやすく、保護者にも効果があると思う。

平成29年度 第2回青少年問題協議会専門委員会の報告

日時：平成29年11月14日（火）10:00～11:30

場所：青年会館図書連絡室（3階）

参加者：委員（6人）、事務局（3人）

1 協議内容

1 第1回専門委員会の報告

2 第1回専門委員会の報告について

（委員）

- 私は、放課後子ども教室にも参加している。その中で、ある子どもさんが、騒いでいることがありました。けれど、その子の保護者は、今、入退院を繰り返しており、気持ちが落ち着かないところがありました。

まさに、リーフレットの中の標語「たすけてと こえにだして いいんだよ」につながるものがあったのです。

表面的にだけ見ていると分からないことでした。同じように、このリーフレットを見て、どれか一つがそれぞれの立場で、子どもたちにヒットする内容があると思いました。

3 リーフレット活用（案）について

（委員）

- このリーフレットをぜひ、子どもに見てほしい。特に、この標語が子どもの心に訴えているものが大きい。たとえば、階段の踊り場に掲示してはどうでしょうか。何か課題が抱えている子どもたちにとって、このリーフレットのどれかが当てはまると思います。機会あるごとに、子どもたちの目に留まる掲示があるといいなと思います。

（委員）

- リーフレットは、配りっぱなしだけではだめで、学校で刷り増ししたりして、多くの子どもたちに見てもらいたい内容です。校区公民館にもほしいところです。

（事務局）

- 分かりました。掲示用（ポスター用）として、別に作成し、学校等にデータを送り、対応していただくという方向でよろしかったでしょうか。

（委員）

- 本当に見てほしい方に見てほしい内容です。どんな方に配布する予定でしょうか。

（事務局）

- 通常のリーフレットは、年によって、保護者用と教職員用の2種類を作成しています。今回のリーフレットは、保護者用と教職員用を併せた形で配布を考えています。約54,000部になります。今まですべての保護者に1部ずつ配布しておりましたが、家庭にはP戸数で配布し、あわせて教職員、公民館など、関係機関にも配布する予定です。

(委員)

- このリーフレットは、子どもだけでなく、保護者同士の関係をつくるきっかけにもなります。親も忙しいので、このリーフレットを目に留めてもらって、大人の間関係づくりにも生かされたいと思います。

(委員)

- 本当に求める子どもに対して、このリーフレットが元気をくれるきっかけになるとと思います。

4 リーフレットについて

(委員)

- リーフレットを見ていくだけで、心の中が温かくなります。必要な子ども、必要な人に見ていただく内容です。座間の事件ではないが、必要な人が、本当の自殺予防に繋がっていくようなものであるといいなと思いました。

(委員)

- リーフレット中の言葉に「ルビ」は振らないでしょうか。

(事務局)

- 今のところ、「ルビ」は振らない形で考えています。発達段階に応じて、小学生でしたら、「標語」は読めると思います。その上で、興味をもってもらって、保護者に聴いてもらうとか、地域の方に聴いてもらうとか、深めてもらうといいのではと考えています。

(委員)

- リーフレットの使い方の留意点を付けてはどうでしょうか。発送する際に、鑑文に使い方の留意点を記載してもらうとかは、どうでしょうか。

(事務局)

- 分かりました。発送する際の鑑文に、「リーフレットの活用の留意点」としてあわせて、記載する形を検討します。

(委員)

- 校長先生にリーフレットの活用について、紹介する機会があるといいのですが。
- 別にも「いじめ問題・不登校対応のリーフレット」等を作成しておりますが、毎回、管理職研修会等でも紹介しております。そのため、今回のリーフレットも同様に周知を図っていければと考えます。

(委員)

- 事前に送られてきたリーフレットを見まして、大変、いいものだと思います。ぜひ、多くの方々に見てもらいたい内容でした。公共交通機関等にも、中吊り広告みたいに掲示してもいいのではないかと。

ただ、掲示するとなると、文字が多すぎて、内容が盛り込み過ぎのところもあるのではないかと。関係する力の説明などは、省いて、子どもの標語をもっと大きく目立つようにするとよいのではないかと。リーフレットの形ならこれでよいが、掲示するならば、文字数などを検討してもらうとよいのではないかと。

(事務局)

- 分かりました。リーフレットはこの形で、掲示用は、標語を大きくし、文

字を減らし、「青少年問題協会」という名前とともに、別途作成します。

(委員長)

- 先日、外国人を連れて、鹿児島県の史跡を学生とともに、案内することがありました。日本に来る外国の人が求めているのは、自分たちが使う日本語が伝わるかということに関心をもっています。いわゆる体験型が好まれます。

上から目線だけでなく、みんなが同じ目線で、話をしていくことが大切になってきます。その意味では、小学1年生に対して、「集合時間」と言っただけでは分からないですよ。同じように、外国の人にとっても、分かりやすい、優しい表現が大事になります。自殺予防に関しても、「困ったことがあったら相談ができますよ。」みたいな、誰にとっても優しい入口が必要だと思います。

(委員)

- 学校の「リーフレット活用」の吹き出しに「道徳」を入れてはどうでしょうか。

(事務局)

- ありがとうございます。これからの道徳では、「考え、議論する道徳」となりますので、このリーフレットを道徳の時間にも活用していただけるよう、追記します。

(委員)

- 今は、ネットのつながりだけでなく、人と人とのアナログなつながりが大事になってくると思います。甘い言葉だけに惑わされることなく、身近な信頼できる大人や先生方につながっていくことが大事なのではと思います。

(委員)

- リーフレットの内容は、高校生にとってもメッセージがあると思う。特に、ポスターの画もすばらしいと思う。

(委員長)

- 私は、山歩きをよくするが、山では、必ず、「あいさつ」をする。先日の集まりの時に、街角で、外国の人に私があいさつをすると、学生が「お知り合いですか？」と聞くので、「いや。知らない。」ということがありました。つまり、「あいさつ」をすることが習慣になっているのです。

(委員)

- 鹿児島の伝統として、子どもが横断歩道を渡った後、礼をするというのがあります。これは、他県にはないすばらしい取組だと思っています。

(委員)

- 夫に怒られたことがあります。急いでいたものですから、小学生が横断歩道をゆっくり渡った後、そのまま車を発進させようとしたら、夫が「必ず、あの子は、振り返って礼をする。その時に、車が発進した後だったら、その礼に応えることができない。そこまでを見届けることが、大人の役割だ。」と。

Ⅲ 平成30年度青少年問題協議会計画（案）

日 時	会 議	主 な 内 容	場 所
平成30年5月15日（火） 11:00 ～ 12:00	幹 事 会	第1回青少年問題協議会の開催について ① 平成30年度青少年健全育成に関する主 な施策等について ② 平成30年度青少年問題協議会の会議計 画について	青年会館 会議室
平成30年6月7日（木） 9:30 ～ 11:00	協 議 会	① 平成30年度青少年健全育成に関する主 な施策等について ② 青少年問題協議会の会議計画について ③ 平成30年度の協議テーマ及びいじめ問題 について ④ その他（情報交換等）	青年会館 研修室
平成30年8月28日（火） 10:00 ～ 11:30	専門委員会	【テーマに基づく審議 ③】 ○ 平成30・31年度のテーマに係る協議	青年会館 会議室
平成30年11月13日（水） 10:00 ～ 11:30	専門委員会	【テーマに基づく審議 ④】 ○ 平成30・31年度のテーマに係る協議	青年会館 会議室
平成31年1月18日（金） 11:00 ～ 12:00	幹 事 会	第2回青少年問題協議会の開催について ① 青少年問題協議会の会議経過について ② 青少年健全育成事業等の実施状況につ いて ③ 専門委員会の報告について	青年会館 会議室
平成31年1月31日（木） 9:30 ～ 11:00	協 議 会	① 青少年問題協議会の会議経過報告 ② 青少年健全育成事業等の実施状況報告 ③ 青少年問題協議会専門委員会報告 ④ その他（情報交換等）	青年会館 研修室

○鹿児島市青少年問題協議会条例

昭和42年4月29日

条例第53号

(設置)

第1条 地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号）第1条の規定に基づき、鹿児島市青少年問題協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 協議会は、25人以内の委員で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験者

(2) 市内に居住する満20歳以上の者で公募に応じたもの

(3) 関係行政機関の職員

3 前項第1号及び第2号の委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第3条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 会長及び副会長がともに事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が会長の職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会は、会長が招集し、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専門委員)

第5条 協議会に専門の事項を調査するために必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係行政機関の職員及び学識経験者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

3 専門委員は、当該専門事項に関する調査を終了したときは、解任されたものとみなす。

(幹事)

第6条 協議会に、幹事若干名を置く。

2 幹事は、市職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、会長の命を受けて会務を処理する。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、教育委員会事務局教育部青少年課において処理する。

(委任)

第8条 法令及びこの条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が協議会に諮って定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (平成21年12月26日条例第75号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

付 則 (平成26年3月18日条例第26号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、同年5月1日から施行する。